

[事案 2022-169] 手術給付金支払請求

・令和5年4月28日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める支払事由に該当しないことを理由に、手術給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年5月に、「悪性リンパ腫の疑い」により「リンパ節摘出術（長径3cm以上）右頸部」（手術①）を受けたため、平成16年6月に契約した医療保険にもとづき、手術給付金を請求したところ支払われた。その後、令和3年12月に「MALTリンパ腫」のため「リンパ節摘出術（長径3cm以上）」（手術②）を受けたことから、手術給付金を請求したところ、約款に定める「治療を直接の目的とする手術」に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、以下の理由により、手術②は「治療を直接の目的とする手術」に該当するので、手術給付金を支払ってほしい。

- (1)手術②において生検を行い、その後の治療法が変更されたので、「治療を直接の目的とする手術」である。
- (2)手術②の同意書に、「検査・治療」を受けることを前提とした記載がある。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)医師の回答書によれば、手術②の主な目的は「生検のみ」であり、治療目的でなかったことが明確にされている。したがって、約款に定める手術給付金の支払事由を充足せず、むしろ支払対象から除外されている生検に該当する。
- (2)手術給付金の支払事由は、申立人の理解、手術の同意書の記載およびその後の治療法の変更等の影響は受けない。
- (3)手術①は、約款通りに判断すれば、手術給付金の支払事由を充足していないが、当社所定の内規に従って支払った。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、手術①②の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、手術②は手術給付金の支払事由に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。